

# 監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年5月29日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年5月29日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

神内 茂樹(じんない しげき)

佐藤 好邦(さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H27.5.29

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H23	H23.8.15	第12号	指摘	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの	P3	教育局	保健体育課	H27.4.22

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局		平成23年度／教育部	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第12号	告 示 日	平成23年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年4月22日
指摘・意見の項目	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可同決裁に明記しなければならないが、保健体育課の高松市朝日新町学校給食センターに係る使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可同決裁に、その理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、その理由を決裁に明記されたい。		
公表文該当ページ	3ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 保健体育課
結 果	平成27年度の行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人を立てさせない理由を決裁に明記し、適正に事務処理を行った。